

# 社会福祉法人阿蘇市社会協議会

## 居宅介護事業所

### ヘルパーステーションあそ【指定同行援護事業】運営規程

#### （事業の目的）

- 第1条 社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 2 指定同行援護の事業は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

#### （基本方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定同行援護を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、指定同行援護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### （具体的取扱の方針）

- 第3条 サービスの提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- 2 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 4 事業に当たっては、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

#### （提供拒否の禁止）

- 第4条 事業所は、正当な理由なく指定同行援護の提供を拒んではならない。

#### （心身の状況等の把握）

- 第5条 事業所は、指定同行援護を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

#### （指定障害福祉サービス事業者等との連携）

- 第6条 事業所は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用又はその家族に対して適

切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第7条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 ヘルパーステーションあそ
- 2 所在地 熊本県阿蘇市内牧976番地2

(事業者の職種、員数及び職務内容)

第8条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(事業所長兼務)  
管理者は、従事者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、事業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上(常勤)  
サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した同行援護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定同行援護の利用の申込みに係わる調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。また、同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。
- 3 職員 5名(常勤職員3名以上)  
従業者は、同行援護計画に基づき同行援護サービスの提供に当たる。
- 4 事務職員 1名(常勤職員1名)  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第9条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から日曜日とする。ただし(12月29日～1月3日)を除く。
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、特別の需要がある場合はこの限りではない。
- 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定同行援護の内容)

第10条 事業所で行う指定同行援護の内容は次のとおりとする。

(1) 同行援護計画の作成

(2) 同行援護に関する内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省で定める便宜を供与する。

- ①移動及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動援護
- ③排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(3) 提供する主たる対象者

- ①視覚障害を有する身体障害者
- ②視覚障害を有する身体障害児

(利用者から受領する費用の額)

第 11 条 事業所は、指定同行援護を提供した際は、利用者から当該指定同行援護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者自立支援法第 29 条第 3 項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は、実施地域を超える地点から 1 km 当たり 20 円（往復）を乗じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施は、原則として阿蘇市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 事業所は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行い対応する。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は、その提供した指定同行援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した指定同行援護に関し、障害者自立支援法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導を又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力する。

(勤務体制の確保)

第 15 条 事業所は、利用者に対し適切な指定同行援護を提供できるよう、事業ごとに、職員の勤務体制を定めておく。

2 事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(秘密の保持)

第 16 条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

3 事業所は、指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておく。

(記録の整備)

第 17 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症の予防及びまん延防止)

第20条 事業所は、事業所内外での感染症の発生及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 2 感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3 感染症の発生及びまん延防止のための指針を定める。
- 4 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

